

鳥の慰撫により歎願書を依託し善處方を依頼したのである。
八月二十二日全員出勤就業したるも工場主今石隆造の長男が
職工眞子久喜に對し従業員の煽動を詰問し威嚇的態度に出た
る爲遂ひに職罷業を敢行するに至つた。

具鳥は更に元同工場に關係ありたる柴崎平太に調停方を依頼
したる爲柴崎より工場主に歎願書を提示し折衝したるも應ぜ
ず、所轄署に在りては従業員の大半が盆水關係者（未組織）
であり今後の事態を慮り調停斡旋に努めたる結果漸く二十三
日午後八時左の覺醒に依り解決を見るに至つたのである。

覺 書

八月二十一日日本晒工場職工代表大會益次郎外二十五名の提
出せる歎願書中第一項、第二項は工場主今石隆造に於て之を
承認、第三項、第四項は職工代表者に於て之を承認す、但し

本工場は別紙假契約書の通本二十三日より向ふ十日間の期間
中に於て現工場主今石隆造より約屋郡席内村古賀大次郎に讓
渡するものとする

本覺書は二通を作製し一通を現社長今石隆造、一通を職工代
表者に夫々交付するものとする

尙爭議團は直ちに解散し明二十四日より従前通出勤するも
のとする。

昭和十一年八月二十三日

右 工 場 主 今 石 隆 造

職工代表者 大 會 益 次 郎

調 停 者 片 山 保 雄

○假契約書添付省略